## 「ハンセン病療養所入所者などに対する補償金制度」について

ハンセン病療養所入所者などに対する補償金制度は、「ハンセン病入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年6月22日公布・施行)」に基づき実施しているところですが、補償金の請求期限が残すところ2カ月足らずとなりました。該当される方は、県担当課までご連絡ください。

支給対象者 平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所等に入所されていた方で、補償法施行日 においても生存されている方

請求の期限 6月21日(水)

その他次の方については補償金を請求、支給できません。 すでに補償金を受けられている方 ハンセン病に関する裁判上の和解が成立されている方

連 絡 先 県庁薬務感染症対策課・結核感染症グループ 087 · 832 · 3305

## 「人権擁護委員の日」をご存じですか? 6月1日は「人権擁護委員の日」です

問い合わせ 人権課 62・1121 または各支所住民課

皆さんの中で、差別問題、家庭内の問題(夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、相続等) 隣近所とのもめごと、 外国人差別の問題などでお困りの方は、人権相談所または地元の人権擁護委員にご相談ください。相談は 無料で、相談内容等の秘密は固く守られます。

「人権擁護委員の日」である6月1日には、毎年全国一斉の人権相談を実施しています。

三豊市でも全支所で実施しますのでお気軽にご相談ください。(広報みとよ24ページまちの相談コーナー参照) 詳しくは人権課、または各支所住民課にお問い合わせください。

三豊市の人権擁護委員は次の方々です。(敬称略)

地	X					氏	名				
高	瀬	豊島	芳德	近藤	れい子	篠原	目宏	三﨑	澄久	前川	美穗
山	本	永田	浩一	片桐	憲昭	尾藤	長 一夫	岩倉	清		
Ξ	野	眞鍋	欣之	関	博德	青井	富子	三谷 🖰	ナツキ		
豊	中	武川	馨	大北	正明	髙橋	喬 政司	矢野	恵子		
詫	間	藤山	正彦	柚本	計悟	渡里	具 典子	天満	宏子		
仁	尾	組橋	敬司	浅野	宣子	山均	也 紘子				
財	田	香川	徹男	重信	厚						

\*平成18年4月1日付けをもって、柚本計悟さん、近藤れい子さん、三谷サツキさんが法務大臣から 新しく人権擁護委員として委嘱されました。

高松法務局人権擁護部では下記の相談を行っていますので、お気軽にお電話ください。

いじめ・体罰・虐待など子どもに関する相談や 情報は・・・

子 ど も の 人 権 110 番

0570-070-110

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシャル ハラスメント、ストーカー行為等でお困りの方は・・・

女性の人権ホットライン

0570-070-810